

報 告

平成 25 年度本人確認情報の利用状況について

平成 26 年 6 月 26 日

総 務 部 市 町 村 課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(以下「条例」という)第 5 条の規定により、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)による平成 25 年度の保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を公表します。

※本人確認情報：氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報

1 公表内容

平成 25 年度に、条例に基づき住基ネットにより県が利用した、県民の本人確認情報の件数

なお、参考として、住民基本台帳法別表第五の事務について、住基ネットにより県が利用した、県民の本人確認情報の件数も公表します。

2 利用状況の概要

(1) 条例別表第一に基づく事務(知事部局での利用) 【主な事務】 <ul style="list-style-type: none">・ 県税の徴収に関する事務・ 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務・ 介護支援専門員の登録申請に関する事務	50,338 件
(2) 条例別表第二に基づく事務(知事部局以外の執行機関での利用) 【主な事務】 <ul style="list-style-type: none">・ 道路交通法に基づく放置違反金に係る納付命令等に関する事務	1,831 件
合 計	52,169 件
(3) 住民基本台帳法別表第五に基づく利用(参考) 【主な事務】 <ul style="list-style-type: none">・ 旅券法による一般旅券の発給等に関する事務・ 被爆者養護法による医療特別手当等の支給に関する事務	215,066 件

3 事務毎の利用件数について

別紙のとおり。